

中小企業 PL保険制度

生産物賠償責任保険
(中小企業製造物責任制度対策協議会用)

商工3団体による中小企業会員のための全国制度

【中小企業のための専用商品設計による保険料】



製造業



飲食業

さらに

『**充実補償リコール特約**』『**限定補償リコール特約**』をご用意しています。

- ・製品不具合によるリコール件数は増加しています。
- ・ひとたびリコールを実施すると、その費用は数千万円となる場合があります。
- ・リコールを実施した場合、経営悪化の可能性があります。

この機会にぜひともご加入をおすすめします!



工事業



請負業



販売業

中小企業製造物責任制度対策協議会

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会

PL保険制度 生産物賠償責任保険 (中小企業製造物責任制度対策協議会)

保険内容

被保険者(補償を受けることができる方)が生産・販売し、かつ、被保険者の占有を離れた財物*1(生産物)や、被保険者が行った仕事*1の結果が原因で日本国内で発生した対人・対物事故(以下「PL事故」といいます。)が過日*2以降に発生し、加入期間中に日本国内において被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

*1 加入者証記載の財物・仕事に限ります。

*2 過及日の詳細については本パンフレット4ページ「ご注意」3.をご参照ください。

- 1 中小企業のための専用商品設計により
ご加入いただきやすい保険料を実現!!
- 2 全国で約55,000件の引受実績!!
制度発足以来、17,000件を
超える支払い実績!!
- 3 製造業だけではなく、販売業、飲食店、
工事業、請負業等幅広い業種が加入対象!!

リコール特約 [任意加入]

保険内容

被保険者が生産物*3のかしに起因して、リコール*4を実施することにより生じた費用*5を負担することによる損害を補償します。他人の身体障害・財物損壊(以下「対人・対物事故」といいます。)が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれ*6がある生産物に対して実施される場合も対象となります。

充実補償リコール特約

限定補償リコール特約

被保険者が生産物*3のかしに起因して、リコール*7を実施することにより生じた費用*5を負担することによる損害を補償します。ただし、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故(重大事故)が実際に発生した場合に限ります。

- (a) 死亡・後遺障害
- (b) 治療に要する期間(傷害を被った日または発病日から治癒するまでに要した期間をいいます。)が30日以上となる傷害・疾病
- (c) 一酸化炭素中毒
- (d) 火災による財物の焼損

- 1 選べる2つの特約!!
- 2 充実補償リコール特約なら
対人・対物事故のおそれにより
実施する「リコール」も補償!!

対人・対物事故のおそれによるリコールについて

実際に対人・対物事故が発生していない以下のケース等により実施するリコール
・法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品 等
・品質保持期限の誤表示等
・従業員による食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ

- 3 制度発足9年間で
約14,000件の加入実績!!
- 4 部品製造事業者も対象!!
- 5 販売事業者のリスクも補償!!

*3 リコール特約における「生産物」には、PL保険制度で規定する「生産物」のほか、それを原材料・部品・容器・包装として使用し製造・加工された財物、これに付随して提供される景品を含みます。

*4 充実補償リコール特約における「リコール」とは、対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

*5 リコールが被保険者以外の者により実施され、その費用を被保険者が法律上の損害賠償金として負担する場合も含みます。

*6 消費期限等の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りまたは食品衛生法等所定の法令により製造・販売等を禁止されている製品もしくはその原材料・部品・容器・包装の製造・販売等、食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じた生産物については、対人・対物事故が発生させるおそれがあるものとみなし、補償の対象となります。

*7 限定補償リコール特約における「リコール」とは、上記(a)～(d)の重大事故の拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

事例

■「中小企業PL保険制度」の発生事故のうち、**約半数**が請負業・販売業における事故です。

■請負業の事業者が加入する「請負業者賠償責任保険」では、工事・作業中の事故が対象であり、仕事の終了後・お客様へ引渡し後の事故は補償されません。したがってこれらの事故について補償を受けるためには、**PL保険への加入が必要です**。

製造業

被保険者が製造したオーブントースターが発火し、家屋を全焼させた。

損害額
約6,700万円

製造業

被保険者が製造した食品用の袋に製造上の欠陥があったため、納入先が製造・封入した生クリームが漏出し、損害が発生した。

損害額
約300万円

工事業

被保険者が行った防水工事に不備があり、施工後、雨水が建物内に漏れて、内装設備等を汚損させた。

損害額
約1,900万円

請負業

被保険者が風呂ボイラのメンテナンスを誤ったため、入浴者が一酸化炭素中毒で死亡した。

損害額
約4,000万円

卸売業

被保険者である水産物卸売業者がウニをホテルに納入したところ、腸炎ビブリオが発生し、ホテルの宿泊客約40人が食中毒となった。

損害額
約300万円

飲食業

被保険者の飲食店が提供した食事で約200名が食中毒症状を訴えた。調査の結果、卵に付着したサルモネラ菌が原因と判明した。

損害額
約1,400万円

事例

充実 ○ 限定 ×



製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。

充実 ○ 限定 ×



製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

充実 ○ 限定 ×



販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。

充実 ○ 限定 ○



液晶テレビのトランス回路の不良が原因で、漏電によりテレビ台が焼損。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

充実 ○ 限定 ○



魚介の缶詰に細菌が混入しており、食べた消費者が後遺障害を負った。製造メーカーがリコールを実施した。

充実 ○ 限定 ○



ガス暖房機の構造の欠陥が原因で、一酸化炭素中毒による死亡者が出た。完成品メーカーがリコールを実施し、原因となった部品の製造メーカーに対して、損害を一部求償した。

※ 保険金のお支払いにつきましては、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 保険期間中に引受保険会社に対してリコール実施決定の通知が行われていること
- ② リコールの対象となる生産物が日本国内に存在すること
- ③ **充実補償リコール特約** 次のいずれかの事由により、リコール実施や対人・対物事故の発生またはそのおそれが客観的に明らかになること
 - 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告（インターネットのみによるものを除く）
 - リコール実施についての行政庁の命令
- 限定補償リコール特約** 次のいずれかの事由により、リコール実施が客観的に明らかになること
 - 被保険者またはリコール実施者の行政庁に対する文書による届出・報告等
 - リコール実施についての行政庁の命令

※ 初年度契約の保険期間の初日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール費用については、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※ 複数業種ある場合は、リコール特約対象業種のみ本特約にご加入いただけます。